

◇大阪市水道局臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

- 1 妊娠に起因する体調の不良等のための特別休暇を取得することができる日数の上限を改めることにしました。
- 2 子の看護のための特別休暇の取得要件を改めることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 この規程は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(水道局総務部職員課)